



令和 7 年度 職業訓練指導員試験(指導方法)受験案内 宮 城 県

この試験は宮城県職員採用試験ではありません。

1. 試験日及び会場

- (1) 試験 日：令和 7 年 9 月 6 日（土）
- (2) 試験会場：宮城県仙台合同庁舎（仙台市青葉区堤通雨宮町 4－17）
- (3) 試験時間：開 場 午前 10 時
事前説明 午前 10 時 45 分～午前 10 時 55 分
試 験 午前 11 時～正午（60 分）

2. 実施職種及び試験科目

- (1) 実施職種：全職種（別表 1）
- (2) 試験科目：学科試験（指導方法）
- (3) 試験方式：多肢択一式 20 問
- (3) 試験方式：職業訓練原理 教科指導方法 訓練生の心理 生活指導 職業能力開発関係法規

3. 受験資格及び免除範囲

別表 2 及び別表 3 を参照してください。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受けた日から 2 年を経過しない者

4. 受験申請手続

- (1) 受付期間
令和 7 年 7 月 4 日（金）から 令和 7 年 8 月 1 日（金）まで
○申請手続きは電子申請システムによるもの、または「簡易書留郵便」等の郵送によるものとします。
○郵送にて申請される方は、封筒の表に「指導員試験受験申請書在中」と朱書してください。
○令和 7 年 8 月 1 日（金）の消印のあるものまでを有効とします。
- (2) 受験申請書の送付先
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1
宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第一班
- (3) 提出書類
 - ①受験申請書
 - ②写真 1 枚
受験申請日前 3 か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦 4 cm×横 3 cm のもので、裏面に氏名を記入したものを、受験申請書の所定の箇所に貼ってください。
 - ③定型封筒 2 枚（受験票及び結果通知書送付用）
定型封筒（長形 3 号）の表面に、受験者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110 円切手を

貼ってください。※受験者1名につき切手貼付済の封筒2枚が必要です。

(電子申請システムによる申請の場合は、切手の代わりに220円分の郵送料を納入すること、返信用封筒の提出は不要とします。)

④受験資格及び試験の一部免除を証する書類 (下表で確認してください。)

受 験 者 区 分		卒業・ 修了 証明書	履修 証明書	実務経験 証明書 (様式第2号)	一部合格 証書の写	技能検定 合格証書 の写	資格・ 免許証 の写
a	学校教育 大学・高専・短大・高校卒 (関連学科履修)	○	○◆1	○			
b	職業訓練修了 (関連学科履修)	○	○	○◆2			
c	専修・各種学校卒 (厚生労働大臣指定)	○	○	○			
d	職業訓練指導員試験一部合格者				○		
e	技能検定合格者					○	
f	その他の免許保持者						○

◆1 受験者区分aに該当する方は、原則として特別履修証明書(県指定の様式により卒業された学校に証明していただく書類)の提出をお願いしております。様式等につきましては、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班(TEL: 022-211-2763)までお早めにお問い合わせください。

◆2 特定応用課程・応用課程の高度職業訓練修了者は実務経験証明書の提出は不要です。

(4) **受験手数料 3,100円** (電子申請システムによる納付のほか、セルフレジまたは宮城県収入証紙により納付ください。)

○受験申請書を受理した後は、いかなる理由があっても手数料の返還は行いません。

○みやぎ電子申請サービスによる申請は以下のページより申請してください。

<https://logoform.jp/f/WuOwn>



○セルフレジについては、県庁および県内各地方振興事務所等に設置しております。詳しくは、宮城県出納局出納総務課のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless2.html>



○宮城県収入証紙(「収入印紙」ではありません。)は、県庁、七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、仙南信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫等で取り扱っています。詳しくは、宮城県出納局出納管理課のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaishi/syousitop.html>



5. 受験票の送付

○受付期間終了後に受験票を送付します。(試験当日に必ず持参してください。)

○令和7年8月29日(金)までに**受験票が届かない場合**は、お問い合わせください。

宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第一班

電話: 022 (211) 2762 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

電子メール: sanzinjl@pref.miyagi.lg.jp

6. 試験会場案内



【宮城県仙台合同庁舎へのアクセス】

- ・ J R 仙山線「北仙台駅」から徒歩約 10 分
- ・ 仙台市営地下鉄「北四番丁駅」から徒歩約 10 分
- ・ 仙台市営地下鉄「北仙台駅」から徒歩約 10 分
- ・ バス停「宮城県仙台合同庁舎前」下車徒歩約 3 分
- ・ 合同庁舎の駐車場の利用はできません。

7. 合格発表

令和 7 年 9 月 2 9 日（月）午前 1 0 時

○宮城県経済商工観光部産業人材対策課のホームページに合格者の受験番号を掲載します。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/s-gokaku.html>

○受験者全員に対して、結果通知書を送付します。



8. 試験結果の提供

- (1) 受付期間：令和 7 年 9 月 2 9 日（月）午前 1 0 時～1 0 月 2 8 日（火）午後 5 時 1 5 分
※上記期間の平日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
- (2) 提供を受けることができる人：受験者本人
- (3) 提供内容：試験の得点のみ
- (4) 提供場所：産業人材対策課 ※電話や郵送での問い合わせはできません。
- (5) 必要書類：受験票、身分証明書（運転免許証等の本人確認ができる証明書）
- (6) 合格基準：出題数の 6 割以上の正答

9. 職業訓練指導員免許の同時申請について

- 職業訓練指導員免許の申請は、居住する都道府県で行ってください。
 - この試験の合格者は、合格証書の受領前に職業訓練指導員免許を申請することで、「職業訓練指導員試験合格証」と「職業訓練指導員免許」を同時に受領することが可能です。
 - 職業訓練指導員免許の申請方法については、産業人材対策課ホームページを御覧ください。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/minkan4.html>
- ※この試験の合格者には、結果通知書と共に同時申請の詳細をお伝えいたします。



10. 職業訓練指導員免許取得に伴う免除資格等

- 取得した免許職種と対応する職種について、技能検定（1 級・2 級・3 級・単一等級）を受検する場合に学科試験が免除になります。
- 取得した免許職種と対応する職種について、免許取得後 1 年の実務経験で、1 級の技能検定が受検できます。
- 労働安全衛生法に基づく資格を取得する場合、該当職種について試験（講習）の全部又は一部が免除になります。
- 自動車整備科の合格者は、自動車整備士技能検定規則による 2 級又は 3 級の技能検定を受検する場合に、学科試験（保安基準その他自動車整備に関する法規の科目を除く。）及び実技試験の全部が免除になります。

11. 個人情報の取扱い

個人情報については、受験票の送付、合格発表等の職業訓練指導員試験の円滑な実施のために利用いたします。

《試験に関するお問い合わせ先》

宮城県 経済商工観光部 産業人材対策課 人材育成第一班（宮城県庁14階北側）

住 所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

電 話：022(211)2762 / F A X：022(211)2769

電子メール：sanzinjl@pref.miyagi.lg.jp

公式Webサイト：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/minkan12.html>



別表 1 「職業訓練指導員の免許職種一覧」 (1 2 3 職種)

1	園芸科	32	内燃機関科	63	建築科	94	木材工芸科
2	造園科	33	建設機械科	64	枠組壁建築科	95	竹工芸科
3	森林環境保全科	34	農業機械科	65	とび科	96	漆器科
4	鉄鋼科	35	縫製機械科	66	建設科	97	貴金属・宝石科
5	鑄造科	36	織布科	67	プレハブ建築科	98	印章彫刻科
6	鍛造科	37	織機調整科	68	屋根科	99	塗装科
7	熱処理科	38	染色科	69	スレート科	100	広告美術科
8	塑性加工科	39	ニット科	70	建築板金科	101	デザイン科
9	溶接科	40	洋裁科	71	防水科	102	義肢装具科
10	構造物鉄工科	41	洋服科	72	サッシ・ガラス施工科	103	電気通信科
11	金属表面処理科	42	縫製科	73	畳科	104	電話交換科
12	機械科	43	和裁科	74	インテリア科	105	事務科
13	電子科	44	寝具科	75	床仕上げ科	106	貿易事務科
14	電気科	45	帆布製品科	76	表具科	107	流通ビジネス科
15	コンピュータ制御科	46	木型科	77	左官・タイル科	108	写真科
16	発電電科	47	木工科	78	築炉科	109	介護サービス科
17	送配電科	48	工業包装科	79	ブロック建築科	110	理容科
18	電気工事科	49	紙器科	80	熱絶縁科	111	美容科
19	自動車製造科	50	製版・印刷科	81	冷凍空調機器科	112	ホテル・旅館・レストラン科
20	自動車整備科	51	製本科	82	配管科	113	観光ビジネス科
21	自動車車体整備科	52	プラスチック製品科	83	住宅設備機器科	114	日本料理科
22	航空機製造科	53	レザー加工科	84	さく井科	115	中国料理科
23	航空機整備科	54	ガラス科	85	土木科	116	西洋料理科
24	鉄道車両科	55	ほうろう製品科	86	測量科	117	臨床検査科
25	造船科	56	陶磁器科	87	建築物設備管理科	118	フラワー装飾科
26	時計科	57	石材科	88	ボイラー科	119	メカトロニクス科
27	光学ガラス科	58	麺科	89	クレーン科	120	情報処理科
28	光学機器科	59	パン・菓子科	90	建設機械運転科	121	フォークリフト科
29	計測機器科	60	食肉科	91	港湾荷役科	122	建築物衛生管理科
30	理化学機器科	61	水産物加工科	92	化学分析科	123	福祉工学科
31	製材機械科	62	発酵科	93	公害検査科		

※職業能力開発促進法施行規則 別表第 1 1 に掲げる免許職種を記載

別表 2 「職業能力開発促進法による受験資格及び免除範囲」

受 験 資 格			必 要 実務 年 数 経 験	免除の範囲			
				実 技	学 科		指 導 方 法
					関 連 学 科		
					系基礎	専攻	
a 学 校 教 育	●大学卒業	法30③(2)、施行規則45の2②(5)	1		○	○	
	●高等専門学校卒業	法30③(2)、施行規則45の2②(6)	2		○	○	
	●短期大学卒業	法30③(2)、施行規則45の2②(6)	2				
	●職業課程の高等学校卒業	法30③(2)、施行規則45の2②(7)	3				
	高等学校又は中等教育学校卒業	法30③(2)、施行規則45の2②(8)	5				
	高等学校卒業程度認定試験規則による試験に合格した者及び高等学校卒業程度認定試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による検定に合格した者	(昭和45年4月1日、労働省告示第17号)	5				
	中学校卒業（実務経験のみ）	法30③(2)、施行規則45の2②(10)	8				
b 職 業 訓 練	長期課程の指導員訓練修了	法30③(2)、施行規則附則(平成25年4月18日厚生労働省令第61号)第4条	1				
	長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了（職業訓練指導員免許の交付を受けた者）	法30③(2)、施行規則附則(令和2年3月31日厚生労働省令第61号)第6条	1	dのうち「職業訓練指導員免許所持者」参照			
	指導員養成訓練の指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了（職業訓練指導員免許の交付を受けた者）	法30③(2)、施行規則45の2②(1)	1	dのうち「職業訓練指導員免許所持者」参照			
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	法30③(3)、施行規則45の2③(1)	0		○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	法30③(2)、施行規則45の2②(2)	1		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	法30③(2)、施行規則45の2②(3)	2				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	(昭和45年4月1日、労働省告示第17号)	3				
c 大 学 校 指 導 員	●専門課程の専修学校卒業	2年制 法30③(2)、施行規則45の2②(9)	3				
		3年制	2				
	●高等課程若しくは一般課程の専修学校又は各種学校卒業	2年制 法30③(2)、施行規則45の2②(9)	4				
		3年制	3				
d 職 業 訓 練 指 導 員	職業訓練指導員試験において免許職種の実技試験又は学科試験の系基礎学科、専攻学科、指導方法の合格者		0	一合格証書の相当する範囲			
	職業訓練指導員免許所持者	免許職種と同一系	上記a～cに掲げる必要年数		○		○
		上記以外の職種					○
e 技 能 検 定	◎技能検定試験において免許職種の1級又は単一等級の合格者（電子回路接続、バルコニー施工は除く）		0	○	○	○	
	◎技能検定試験において免許職種の2級の合格者		0	○			
	◎技能検定合格者		0				
f	他の法令等により試験の免除を受けることができる免許保持者		0	別表 3 参照			

※受験資格等は法第30条、施行規則第45条の2。免除の範囲は施行規則第46条

(注) ●印は、当該免許職種に関する学科を修了あるいは履修していることが必要です。

◎印は、別表4「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」を確認してください。

○印は、免除される範囲を示します。

別表３「他の法令等による受験資格及び免除範囲」

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲						
				実地試験	学科試験 (関連学科)					
溶接科	労働安全衛生規則	ガス溶接作業主任者免許								
	労働安全衛生法	ガス溶接技能講習の修了証を有する者								
	ボイラー及び圧力容器安全規則	特別又は普通ボイラー溶接士免許を有する者	特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○					
	(民間資格)	一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接技能者（JIS、WES）資格のうち、以下の①から③までのすべての技能を有することを証明する種類の資格を有する者		○						
			溶接方法			対象材料	継手の種類	材料厚さ	裏当て金	溶接姿勢
		①	手溶接 (被覆電極)			炭素鋼	板の突合せ	9mm以上	なし	立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか
②		半自動溶接								
③	ティグ溶接	炭素鋼、ステンレス鋼又はアルミニウム合金	3mm以上	下向き、立向き、横向き、上向き又はパイプ溶接のいずれか						
	一般社団法人日本溶接協会が認証する溶接作業指導者（WES）資格を有する者		○							
建設機械科	建設業法施行令	建設機械施工管理の技術検定の合格証明書（第二次検定に係るものに限る。）を有する者	建設機械施工管理の一級の技術検定の合格証明書（第二次検定に係るものに限る。）を有する者		○					
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法	第一、第二又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	第一種冷凍機械責任者の免状を有する者		○					
発電電科	電気事業法	第一又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	第一種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者		○					
電気科		第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者			○					
		昭和54年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電気機器国家試験の合格証を有する者			○				
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）			○				
送配電科	電気事業法	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者			○					
電気工事科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）			○					
	建設業法施行令	電気工事施工管理の技術検定の合格証明書（第二次検定に係るものに限る。）を有する者								
	電気工事士法	第一種電気工事士の免状を有する者		電気工事						

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲	
				実地試験	学科試験 (関係学科)
電子科	電波法	第一若しくは第二級陸上無線技術士、又は第一若しくは第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○
	昭和４８年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電子機器国家試験の合格証を有する者			○
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則	一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級二輪自動車整備士、一級四輪自動車整備士又は二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者		○	○
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則	一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、自動車車体整備士、一級四輪自動車整備士又は二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、一級四輪自動車整備士又は二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○ (内燃機関を除く)	○ (車体及び車体整備法を除く)
			自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則	航空機国家試験の合格証を有する者			○
航空機整備科	航空法	一等若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者		○	○
建築科	建築士法	一級又は二級建築士の免許を有する者	一級建築士の免許を有する者		○
枠組壁建築科					○
ブロック建築科					○
防水科					○
プレハブ建築科					○
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状（熱分野）を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第２９条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)			○
測量科	測量法	測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	測量士の試験の合格証書を有する者	○	○

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲	
				実地試験	学科試験 (関連学科)
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則	特級若しくは一級ボイラー技士の免許を有する者	特級ボイラー技士の免許を有する者	○	○
	電気事業法	ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者		○	○
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状（熱分野）を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）			○
電気通信科	電波法	第一、第二若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○
臨床検査科	医師法	医師国家試験の合格証書を有する者		○	○
	歯科医師法	歯科医師国家試験の合格証書を有する者		○	○
	獣医師法	獣医師国家試験の合格証書を有する者		○	○
	臨床検査技師等に関する法律	臨床検査技師の免許を有する者			○
事務科	公認会計士法	公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験又は平成15年法律による改正前の第二次若しくは第三次試験に合格したことを証する書面を有する者		○	○
	税理士法	税理士試験に合格したことを証する書面を有する者		○	○
	商工会議所法	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者		簿記	簿記
和裁科		商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者		○	
情報処理科	情報処理の促進に関する法律施行規則、情報処理技術者試験規則	システムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験、応用情報技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、ソフトウェア開発技術者試験又は第一種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	システムアーキテクト試験、システム監査技術者試験又はアプリケーションエンジニア試験の合格証書を有する者		○
	平成6年の省令改正前の情報処理技術者試験規則	情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験又はオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	情報処理システム監査技術者試験又は特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者		
建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者			○

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲	
				実地試験	学科試験 (関連学科)
介護 サービス科	児童福祉法	保育士登録証を有する者	保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの	○	○
	保健師助産師看護師法	保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許を有する者	保健師、助産師又は看護師の免許を有する者 准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの	○	○
	教育職員免許法	養護教諭の免許状を有する者	養護教諭の免許状を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有するもの又は社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの	○	○
	理学療法士及び作業療法士法	理学療法士又は作業療法士の免許を有する者	理学療法士又は作業療法士の免許を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの	○	○
	社会福祉士及び介護福祉士法	社会福祉士登録証又は介護福祉士登録証を有するもの	社会福祉士登録証を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの 介護福祉士登録証を有する者	○	○
	精神保健福祉士法	精神保健福祉士登録証を有する者	精神保健福祉士登録証を有する者であつて、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの	○	○
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	保育教諭の資格を有する者	保育教諭の資格を有する者であつて、介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有し、かつ社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当するもの	○	○
港湾荷役科	労働安全衛生法	船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者	船内荷役作業主任者技能講習の修了証、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了証、玉掛け技能講習の修了証及び道路交通法による大型特殊自動車免許を有する者	○	○
	労働安全衛生規則	揚貨装置運転士免許を有する者	揚貨装置運転士免許、クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を有する者であつて、労働安全衛生法による玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	
	クレーン等安全規則	クレーン・デリック運転士免許(第224条の4の規定により取り扱うことのできる機械の種類を限定した免許を除く。)若しくは移動式クレーン運転士免許を有する者			

※規則第45条の2③、施行規則別表第11の3、平成30年厚生労働省告示第155号、平成30年3月30日付け厚生労働省人材開発統括官通知開発0330第3号

(注) ○印は免除される範囲を示します。

上記の免許・合格証書を有する者(実務経験に基づいて介護サービス科に係る試験の免除を受けようとする者を除く)は実務経験は必要ありません。また、実務経験証明書の添付及び事業主の証明も不要です。

別表 4 「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

	免許職種	技能検定職種
1	園芸科	園芸装飾
2	造園科	造園
3	森林環境保全科	造園
4	鉄鋼科	金属溶解
5	鑄造科	金属溶解、鑄造 粉末冶金、ダイカスト
6	鍛造科	鍛造
7	熱処理科	金属熱処理、金属材料試験
8	塑性加工科	金属プレス加工、工場板金 建築板金、鉄工
10	構造物鉄工科	鉄工
11	金属表面処理科	めつき アルミニウム陽極酸化処理
12	機械科	機械加工、非接触除去加工、金型 製作、仕上げ、機械検査、機械保 全、油圧装置調整、テクニカル イラストレーション、機械・プラント 製図、切削工具研削
13	電子科	電子回路接続、電子機器組立 て、半導体製品製造、自動販売 機調整
14	電気科	電気機器組立て、自動販売機調整、 電気製図、シーケンス制御
19	自動車製造科	内燃機関組立て
24	鉄道車両科	鉄道車両製造・整備、鉄工
25	造船科	鉄工
26	時計科	時計修理
27	光学ガラス科	光学機器製造
28	光学機器科	光学機器製造
31	製材機械科	切削工具研削
32	内燃機関科	内燃機関組立て
33	建設機械科	建設機械整備
34	農業機械科	農業機械整備
35	縫製機械科	縫製機械整備
38	染色科	染色
39	ニット科	ニット製品製造
40	洋裁科	婦人子供服製造
41	洋服科	紳士服製造
42	縫製科	布はく縫製
43	和裁科	和裁
44	寝具科	寝具製作
45	帆布製品科	帆布製品製造
47	木工科	機械木工、家具製作、建具製作
48	工業包装科	工業包装
49	紙器科	紙器・段ボール箱製造
50	製版・印刷科	プリプレス、印刷
51	製本科	製本
52	プラスチック製品科	プラスチック成形 強化プラスチック成形

	免許職種	技能検定職種
57	石材科	石材施工
58	麺科	製麺
59	パン・菓子科	パン製造、菓子製造
60	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
61	水産物加工科	水産練り製品製造
62	発酵科	みそ製造、酒造
63	建築科	建築大工、枠組壁建築 バルコニー施工、サッシ施工
64	枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建築 バルコニー施工
65	とび科	とび
66	建設科	型枠施工、鉄筋施工 コンクリート圧送施工
68	屋根科	かわらぶき
70	建築板金科	建築板金
71	防水科	防水施工
72	サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工 ガラス施工、サッシ施工
73	畳科	畳製作
74	インテリア科	内装仕上げ施工、表装
75	床仕上げ科	内装仕上げ施工
76	表具科	表装
77	左官・タイル科	左官、タイル張り
78	築炉科	築炉
79	ブロック建築科	ブロック建築 エーエルシーパネル施工
80	熱絶縁科	熱絶縁施工
81	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
82	配管科	配管
83	住宅設備機器科	配管
84	さく井科	さく井、ウェルポイント施工
85	土木科	ウェルポイント施工
87	建築物設備管理科	ビル設備管理
92	化学分析科	化学分析
93	公害検査科	化学分析
97	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
98	印章彫刻科	印章彫刻
99	塗装科	塗装、塗料調色
100	広告美術科	広告美術仕上げ
102	義肢装具科	義肢・装具製作
108	写真科	写真
114	日本料理科	調理
115	中国料理科	調理
116	西洋料理科	調理
118	フラワー装飾科	フラワー装飾
119	メカトロニクス科	電気機器組立て シーケンス制御
122	建築物衛生管理科	ビルクリーニング

※施行規則別表 11 の 2

※本表に記載のない、名称変更又は廃止されている技能検定職種と免許職種の対応については県産業人材対策課へお問い合わせください。

令和 7 年度職業訓練指導員試験（指導方法）受験申請書

職業訓練指導員試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

写真

申請前 3 か月以内に
撮影した上半身正面
脱帽のもの
(4 cm× 3 cm)

1. 受験免許職種名 _____ 科

2. 拘禁刑以上の刑に処せられたことの有無 _____ 有 ・ 無

3. 職業訓練指導員免許の取消しの有無 _____ 有 ・ 無

有の場合 取消しをした都道府県名 _____

取 消 し の 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

取 消 し の 理 由 _____

4. 試験の免除を受ける意思の有無（実技試験及び学科試験のうち関連学科の免除を受ける場合）

有 ・ 無

有の場合 免許・資格等の名称 _____
(資格・免許証の写しを添付のこと)

上記のとおり、相違ありません。

宮城県知事 殿

令和 7 年 _____ 月 _____ 日

(ふりがな)

氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 年齢 (____) 歳

現住所：〒 _____

電話 _____

連絡先：〒 _____

電話 _____

職業訓練指導員試験受験手数料 3, 1 0 0 円分の
レシート（提出用）、または宮城県収入証紙貼付欄
(※電子申請システムにて決済された方は不要)

【セルフレジ用バーコード】



0000000095050

履 歴 書

ふりがな		生年月日	
氏 名		昭和 平成	年 月 日（満 歳）
ふりがな			
住 所	〒		
電話番号		連絡先電話番号	

学歴（最終学歴から順に記入してください。）

学校名	学部・学科・課程	在学期間	卒業・修了・ 中退の別
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

訓練歴（受験免許職種の関連職業訓練歴を記入してください。）

施設名	訓練科名	訓練期間	修了・中退 の別
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

職歴（最新の就職歴から順に記入してください。）

事業所名	所在地	役職名	在職期間	職務内容
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名（自署）

記入上の注意

1. 太枠内の該当事項に漏れなく記入してください。※印欄には何も記入しないでください。
2. 記入には黒インク又は黒ボールペン（消えるボールペン不可）を用い楷書で丁寧に書いてください。
3. 数字は算用数字（1、2、3…）を用いてください。
4. 該当するものは○印で囲んでください。
5. 学歴・訓練歴・職歴の欄には、最近のものから順に記入し、書ききれない場合は、適当な補助紙を添付してください。
6. 職歴の欄の職務内容には、受験免許職種との関連がわかるよう、従事していた作業を具体的に記入してください。
7. 受験区分で実務経験証明書が必要な場合は、事業所の代表より様式第2号に記入してもらってください。従事した作業内容は受験免許職種との関連がわかるよう、具体的に記入してください。
（職歴が直近の事業所のみで満たせない場合は、適宜コピーして添付してください。）
◆特定応用課程・応用課程の高度職業訓練修了者は実務経験証明書の提出は不要です。
8. 試験の免除を受けようとする場合は、その根拠となる免許、資格、検定等を明記し、免許証等の写しを添付してください（白黒可、A4への拡大・縮小コピー可）。

実務経験証明書

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

上記の者は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から

_____ 年 _____ 月 _____ 日まで

_____ 年 _____ 月間

(_____) 作業

に従事していたことを証明します。

宮城県知事 殿

_____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所名 _____

電話番号 _____

所在地 _____

代表者名 _____